



鳥取県公報

令和5年9月19日（火）
第9531号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（461）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（462・463）（企業支援課）・・・・・・・・ 2 土地改良区連合の役員の退任（464）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	落札者の決定（デジタル基盤整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第461号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社シニアリビング・スタイル	米子市安倍200-1	こころね訪問看護ステーション観音寺新町	米子市観音寺新町四丁目6-20	令和5年8月1日
〃	〃	こころね訪問看護ステーション錦町	米子市米原一丁目1-1	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション浜ノ町	境港市浜ノ町62-1	〃
〃	〃	こころね訪問看護ステーション錦町サテライト	米子市東福原三丁目9-1	〃

鳥取県告示第462号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール日吉津 西伯郡日吉津村大字日吉津1157
- 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山 一也 東京都千代田区丸の内一丁目4-1
株式会社ひえづ物産 代表取締役 中田 達彦 西伯郡日吉津村大字日吉津1026-1
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
6の書類に記載のとおり
- 変更年月日
令和4年9月1日ほか
- 届出年月日
令和5年8月25日
- 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 縦覧に供する期間
令和5年9月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び日吉津村総合政策課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第463号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プレスポ伯耆 西伯郡伯耆町大殿952ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲弥 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1-36

3 変更する事項

施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前9時30分 閉店時刻 午後8時

4 変更年月日

令和5年8月29日

5 届出年月日

令和5年8月28日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和5年9月19日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び伯耆町企画課経営企画室

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第464号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、次のとおり大山山麓地区土地改良区連合から役員が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第18項の規定により告示する。

令和5年9月19日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

退任した役員の氏名及び住所

監 事 岸 本 耕 二 西伯郡大山町殿河内779-42

令和5年9月1日退任

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
鳥取市鹿野町河内字菅原頭4438の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和5年7月14日付鳥取県告示第354号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

調 達 公 告

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|----------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | データ連携基盤構築業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和5年8月22日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社長大鳥取営業所
鳥取市千代水二丁目121-2 |
| 5 落 札 金 額 | 16,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和5年7月7日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県政策戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課
鳥取市東町一丁目220 |